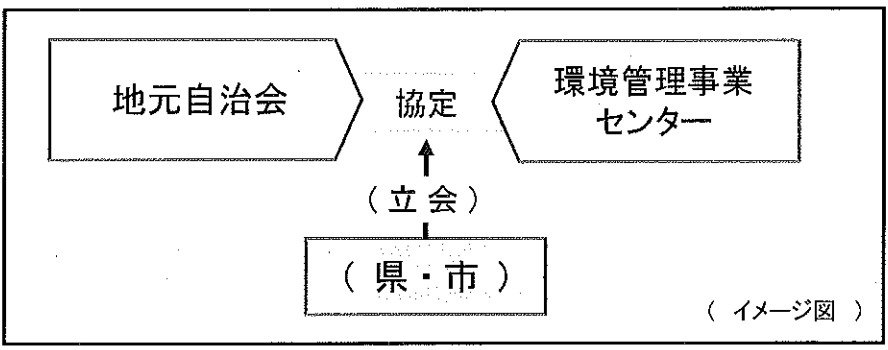


環境保全協定について

◎環境保全協定とは

地元自治会さんに環境管理事業センターが環境保全に関する措置や保全目標などを文書で約束するものです。



～ 協定に盛り込む主な項目 ～

- ① 周辺環境対策
 - ・ 施設の稼働時間、搬入する廃棄物の種類
 - ・ 維持管理方法 等
- ② 環境測定
 - ・ 放流水や地下水の水質測定項目、回数
 - ・ 水質検査結果の公開 等
- ③ 交通安全対策
 - ・ 通行車両の進入ルート 等
- ④ 災害防止対策
 - ・ 事故発生時の措置、連絡体制の構築 等
- ⑤ 損害補償
 - ・ 処分場に起因する損害への補償 等
- ⑥ 協定の監視、協議
 - ・ 監視委員会(仮称)の設置
 - ・ 協定内容が守られているかの監視(立入調査を含む。)
 - ・ 協定についての協議 等

- 監視委員会(仮称)の
想定メンバー**
- ・ 各自治会代表者(1~2名)
 - ・ 県
 - ・ 米子市
- <必要に応じて>
- ・ 環境の専門家